

さんこうしりょう
参考資料

さっぽろし
札幌市における

ちいきせいかつしえんきょてん せいび
地域生活支援拠点の整備について

れいわ ねん ねん がつ
令和3年（2021年）3月

さっぽろしほけんふくしきょく
札幌市保健福祉局

目次

第1	はじめに（札幌市における検討経過等）	2
第2	地域生活支援拠点とは（国による定義）	3
1	目的	3
2	機能	3
3	整備の類型	4
第3	札幌市における地域生活支援拠点整備の内容（全体像）	5
第4	地域生活支援拠点の機能① 「相談」	6
1	「相談」機能の内容	6
2	「相談」機能を担う主な機関とその役割	6
3	「相談」機能に関する給付費（加算）の取扱い（概要）	7
第5	地域生活支援拠点の機能② 「緊急時の受入れ・対応」	8
1	「緊急時の受入れ・対応」機能の内容	8
2	「緊急時の受入れ・対応」機能を担う主な機関とその役割	8
3	「緊急時の受入れ・対応」機能に関する給付費（加算）の取扱い（概要）	9
第6	地域生活支援拠点の機能③ 「体験の機会・場」	10
1	「体験の機会・場」機能の内容	10
2	「体験の機会・場」機能を担う主な機関とその役割	10
3	「体験の機会・場」機能に関する給付費（加算）の取扱い（概要）	11
第7	地域生活支援拠点の機能④ 「専門的人材の確保・養成」	12
1	「専門的人材の確保・養成」機能の内容	12
2	「専門的人材の確保・養成」機能を担う主な機関とその役割	12
3	「専門的人材の確保・養成」機能に関する給付費（加算）の取扱い（概要）	13
第8	地域生活支援拠点の機能⑤ 「地域の体制づくり」	14
1	「地域の体制づくり」機能の内容	14
2	「地域の体制づくり」機能を担う主な機関とその役割	14
3	「地域の体制づくり」機能に関する給付費（加算）の取扱い（概要）	14
第9	今後について（検証・検討）	15

第1 はじめに（札幌市における検討経過等）

札幌市では、国及び北海道からの方針を受け、障がいのある方の高齢化・重度化や「親亡き後」に備えるとともに、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らせる体制の整備を目指し、平成28年度（2016年度）より地域生活支援拠点の整備に係る検討を進めてきました。

また、札幌市自立支援協議会においては、平成29年度（2017年度）より検討を開始し、平成30年度（2018年度）からは、同協議会の「身体障がい者・知的障がい者地域生活移行推進プロジェクトチーム」により検討が進められ、令和2年（2020年）5月に整備方針に係る提言が札幌市へ提出されました。

札幌市では、この提言を踏まえて、市内の関係機関が共通認識を持ってそれぞれの機能を担うとともに連携を図りながら、地域生活支援拠点の整備を行ってまいります。

本書は、札幌市における地域生活支援拠点の内容を取りまとめたものです。

第2 地域生活支援拠点とは（国による定義）

1 目的

障がいのある方の地域での生活を支援する体制を整備することにより、障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障がいのある方の地域移行を進めることを目的とするものです。

2 機能

(1) 相談

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能です。

(2) 緊急時の受入れ・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がいのある方の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能です。

(3) 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能です。

(4) 専門的人材の確保・養成

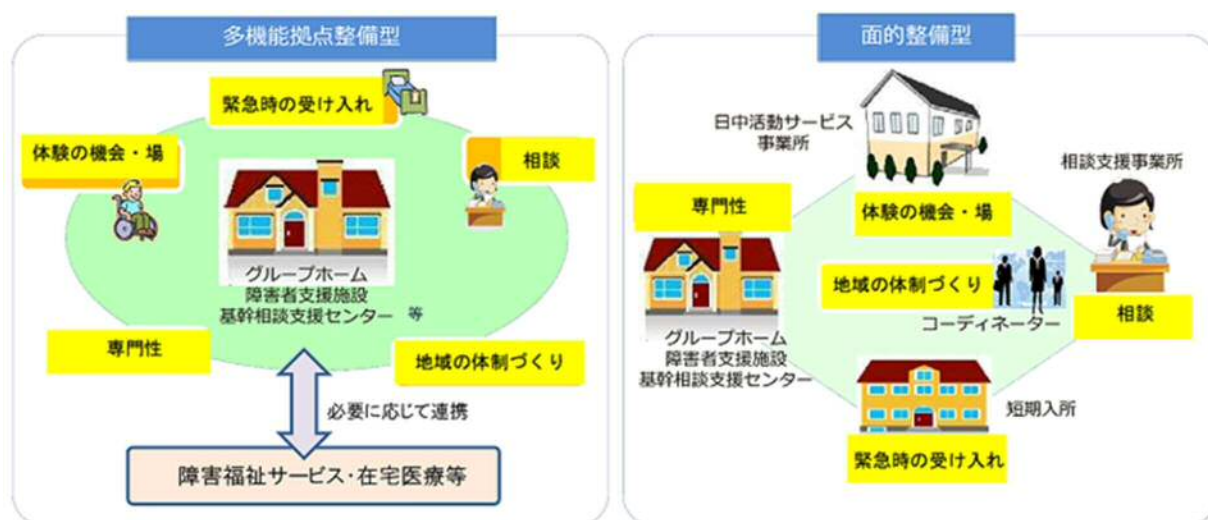
医療的ケアが必要な方や行動障がいをもつ方、高齢化に伴い重度化した障がいのある方に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能です。

(5) 地域の体制づくり

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能です。

3 整備の類型

上記の5つの機能を集約し、共同生活援助や障害者支援施設等に付加した拠点の整備を「多機能拠点整備型」と、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の整備を「面的整備型」とし、地域の実情に応じて整備を行います。

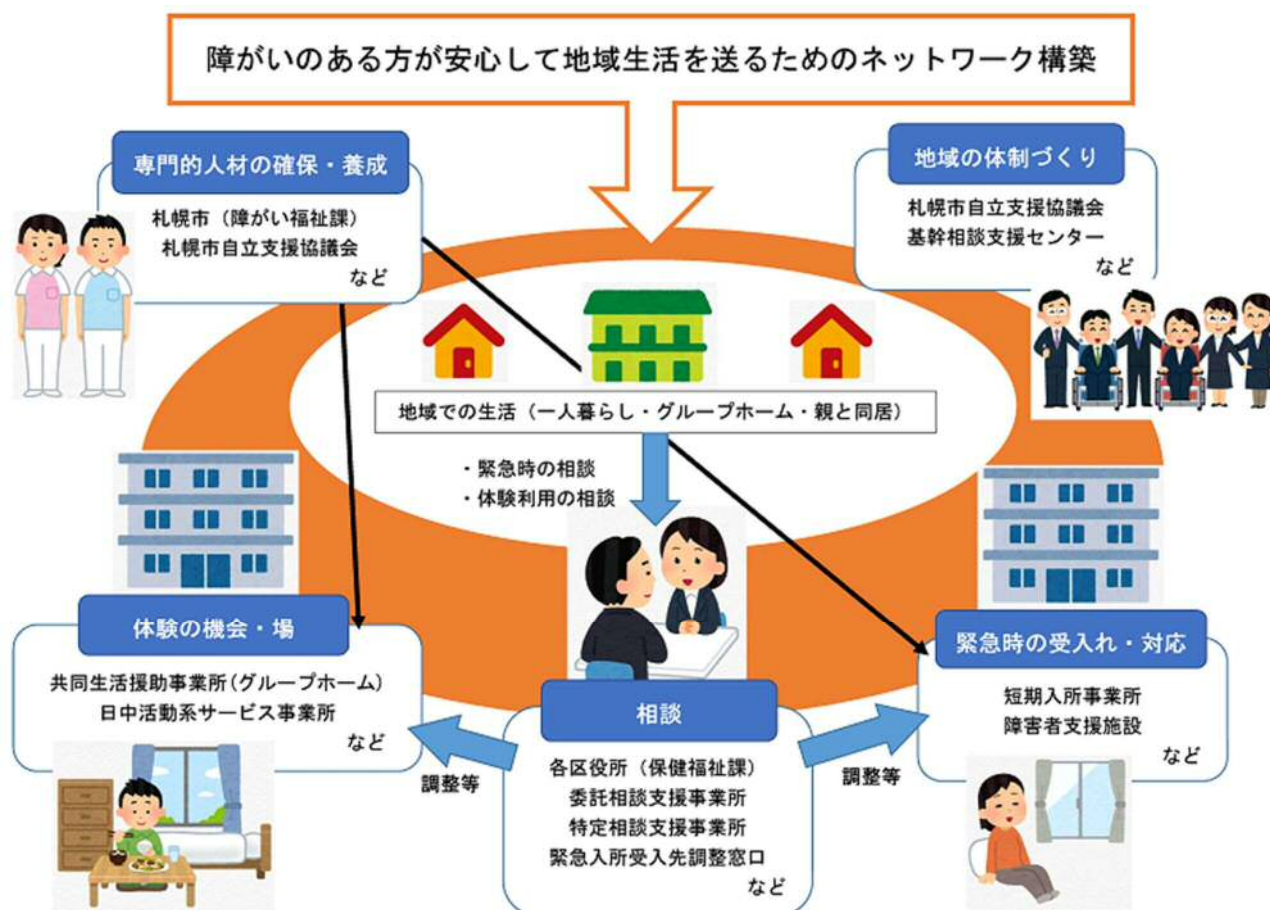


なお、地域生活支援拠点「等」とは、「多機能拠点整備型」と「面的整備型」を合わせて呼ぶ場合の表現ですが、後述のとおり札幌市では「面的整備型」による整備を行うため、本書では「面的整備型」による障害福祉サービス事業所や関係機関の体制について、「地域生活支援拠点（拠点）」と呼ぶことにします。

第3 札幌市における地域生活支援拠点整備の内容（全体像）

札幌市では、市内に必要とされる障害福祉サービス事業所等が一定以上整備されていることから、それらの既存資源等を活用し、地域における複数の障害福祉サービス事業所等や関係機関が分担して機能を担う「面的整備型」により、地域生活支援拠点を整備します。

《札幌市における地域生活支援拠点（面的整備型）のイメージ》



第4 地域生活支援拠点の機能① 「相談」

1 「相談」機能の内容

障がいのある方やその家族の生活や支援に関する様々な相談を受けるとともに、障害福祉サービスを受ける場合に必要となる「サービス等利用計画」を作成します。

地域生活支援拠点の機能としては、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行います。

2 「相談」機能を担う主な機関とその役割

(1) 札幌市（各区役所保健福祉課）

緊急時受入れに関する調整や虐待対応を含む、障がいのある方や家族からの地域生活に関する全般的な相談を受けます。

(2) 委託相談支援事業所

緊急時受入れに関する調整や虐待対応を含む、障がいのある方や家族からの地域生活に関する全般的な相談を受けます。

(3) 特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所

障害福祉サービス等の利用を申請する方に対し、サービス等利用計画の作成を行います。

(4) 地域定着支援事業所

居家で一人暮らしをする方等に対し、常時の連絡体制の確保、緊急時の相談・支援等を行います。

(5) 基幹相談支援センター

委託・特定相談支援事業所等の支援機関に対する支援を行います。

(6) 障がい者虐待相談窓口

札幌市の委託事業として、夜間休日における障がい者虐待に関する通報又は届出の受付を行い、緊急一時保護を要する障がい者虐待等が発生した場合には、一時保護のための受入先を調整・確保を行います。また、一時保護受入先の調整が困難な場合には、一時保護を行います。

(7) (仮) 緊急入所受入先調整窓口

札幌市の委託事業として、夜間休日における緊急受入れに関する相談の受付、受入れ先の調整を行います。また、緊急受入れを円滑に行うための事前登録の受付等を行います。(※令和3年度開始予定)

3 「相談」機能に関する給付費（加算）の取扱い（概要）

地域生活支援拠点等相談強化加算（相談支援）

特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた障がいのある方が短期入所を利用する場合において、短期入所に対して当該障がいのある方に関する必要な情報の提供及び当該短期入所の利用に関する調整を行った場合に算定できます。【700単位／回】

第5 地域生活支援拠点の機能② 「緊急時の受入れ・対応」

1 「緊急時の受入れ・対応」機能の内容

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がいのある方の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行います。

なお、この場合の「緊急」とは、障がいのある方の状況の急変、又は障がいのある方の生活を支えている家族等に生じた不可抗力により、その状況が生じた翌々日までに入所等が必要となる場合としています。

2 「緊急時の受入れ・対応」機能を担う主な機関とその役割

(1) 札幌市の施設整備補助により整備した短期入所事業所

(2) 札幌市身体障がい福祉事業連携協議会及び札幌市知的障がい者福祉協会に加盟する施設入所支援・短期入所事業所

(3) 法人内に相談支援事業所を持つ施設入所支援・短期入所事業所

(4) (1)～(3)以外の市内の施設入所支援・短期入所事業所

以上の機関は、緊急時に障がいのある方の受入れを行います。

(5) 札幌市（障がい福祉課）

重症心身障がいのある方等の受入れのための充実した設備を有する短期入所等の新築整備に対する補助（障がい者地域生活サービス基盤整備補助金）を行い、緊急受入れを行う施設増を図ります。

3 「緊急時の受入れ・対応」機能に関する給付費（加算）の取扱い （概要）

緊急時の受入れ機能の強化を目的として、以下の加算が設けられています。

(1) 緊急短期入所受入加算（短期入所）

居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、緊急受入れを行った場合に算定できます（原則、7日を限度）。【180単位又は270単位／日】

(2) 定員超過特例加算（短期入所）

居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、定員を超えて緊急受入れを行った場合に算定できます（10日を限度）。【50単位／日】

第6 地域生活支援拠点の機能③ 「体験の機会・場」

1 「体験の機会・場」機能の内容

地域生活への移行や親元からの自立等に当たって、共同生活援助事業所（グループホーム）等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供します。

2 「体験の機会・場」機能を担う主な機関とその役割

(1) 札幌市の施設整備補助により整備した共同生活援助事業所

(2) (1)以外の共同生活援助事業所及び福祉ホーム

以上の機関は、障がいのある方の一人暮らし等の居住機会の体験の場となります。

(3) 日中活動系サービス（生活介護、就労継続支援等）を提供する事業所
障がいのある方の日中活動の体験の場となります。

(4) 委託相談支援、特定相談支援及び地域移行支援事業所

地域移行や親元からの自立等を希望する障がいのある方からの相談を受け、体験利用に向けた調整を行います。

(5) 札幌市（障がい福祉課）

共同生活援助事業所や日中活動系サービス事業所の新築整備に対する補助（グループホーム新築整備補助金・障がい者地域生活サービス基盤整備補助金）を行い、体験の場となる施設増を図ります。

3 「体験の機会・場」機能に係る給付費（加算）の取扱い（概要）

体験の機会・場の拡充を図ることを目的として、以下の加算が設けられています。

(1) 障害福祉サービスの体験利用加算（地域移行支援）

指定地域移行支援事業者が障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）の利用を希望している地域相談支援給付決定障害者に対して、障害福祉サービスの体験利用に係る一定の支援を提供している場合に算定できます。【地域生活支援拠点として実施する場合：550単位又は300単位／日】

(2) 障害福祉サービスの体験利用支援加算（日中活動系サービス）

指定障害者支援施設等に入所し障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）を利用している利用者が、上記(1)におけるサービスを利用する場合において、指定障害者支援施設等の従業員が、体験的な利用支援に係る地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助などを行った場合に算定できます。【地域生活支援拠点として実施する場合：550単位又は300単位／日】

(3) 体験宿泊加算（地域移行支援）

指定地域移行支援事業者が単身での生活を希望している地域相談支援給付決定障害者に対して、体験的な宿泊に係る一定の支援（体験宿泊の場の調整など）を提供した場合に算定できます。【350単位又は750単位／日】

(4) 体験宿泊支援加算（施設入所支援）

指定障害者支援施設等に入所する利用者が、上記(3)におけるサービスを利用する場合において、指定障害者支援施設等の従業員が体験的な宿泊支援に係る地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合に算定できます。【120単位／日】

第7 地域生活支援拠点の機能④ 「専門的人材の確保・養成」

1 「専門的人材の確保・養成」機能の内容

医療的ケアが必要な方や行動障がいがある方、高齢化に伴い重度化した障がいのある方等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行います。

2 「専門的人材の確保・養成」機能を担う主な機関とその役割

(1) 札幌市（障がい福祉課及び指定管理施設管理者）

人材確保・定着や魅力ある職場づくりに向けた研修の実施や、事業所職員の処遇改善を図る（障がい福祉人材確保・定着サポート事業）ことで、人材の確保を図ります。

また、知識・支援技術の向上等を目的とした研修（札幌市医療的ケア児等支援者養成研修会、発達障がい講座など）の開催により、専門的な対応ができる人材の養成を図ります。

(2) 札幌市自立支援協議会

知識・支援技術の向上等を目的とした研修（障がい者支援員養成研修、障がい者就労支援員養成研修など）の開催により、専門的な対応ができる人材の養成を図ります。

3 「専門的人材の確保・養成」機能に関する給付費（加算）の取扱い （概要）

職員の賃金を改善することで、人材の確保・定着を図ることを目的として、以下の加算が設けられています。

-
- (1) 福祉・介護職員処遇改善加算
 - (2) 福祉・介護職員処遇改善特別加算
 - (3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

いずれも、福祉・介護職員の賃金の改善等を実施した場合に算定できます。

第8 地域生活支援拠点の機能⑤ 「地域の体制づくり」

1 「地域の体制づくり」機能の内容

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行います。

2 「地域の体制づくり」機能を担う主な機関とその役割

(1) 札幌市自立支援協議会

全体会、運営会議、各部会の活動等を通じ、地域の抱えるニーズや課題を把握し、課題解決に向けた検討を行います。

(2) 基幹相談支援センター

地域の体制づくりのコーディネート機能を担い、地域の様々なニーズへの対応や地域の社会資源の連携を図ります。

3 「地域の体制づくり」機能に係る給付費（加算）の取扱い（概要）

地域の社会資源の連携体制の構築を図ることを目的として、以下の加算が設けられています。

地域体制強化共同支援加算（特定相談支援・障害児相談支援）

利用者にサービスを提供する事業所3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行ったうえで、札幌市自立支援協議会へ当該説明及び指導の内容等を報告した場合に算定できます。【2,000単位／月】

ちい きせいかつし えんきよてん だい かいしゃかいほしょうしんぎ いしょうがいしゃぶかい れいわがんねん
地域生活支援拠点については、第96回社会保障審議会障害者部会（令和元年（2019
ねん がつ にち れいわ ねんどまつ あいだ かくしちょうそん かくけんいき いじょう
年）11月25日）において、「令和5年度末までの間、各市町村は各圏域に1つ以上の
ちい きせいかつし えんきよてんとう かくほ きのう じゅうじつ ねん かいじょううんようじょうきょう
地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を
けんしょう けんとう きほん
検証、検討することを基本とする。」とされております。

また、本書は、ほんしょ れいわ ねんど ねんど まつじてん さつぼろし ちい きせいかつし えんきよてん せいび
令和2年度（2020年度）末時点で札幌市が地域生活支援拠点として整備
する内容を示したものであり、ねん れいわ ねんど ねんど いこう じっさい うんよう
令和3年度（2021年度）以降についても、実際の運用
じょうきょう ふ かいぜんとう はか ひつよう
状況を踏まえ改善等を図る必要があります。

そのため、さつぼろし れいわ ねんど ねんど いこう さつぼろしじりつ
札幌市においては、令和3年度（2021年度）以降についても、札幌市自立
しえんきょうぎかい ちい きせいかつし えんきよてん うんようじょうきょう けんしょう けんとう じゅうじつ
支援協議会において、地域生活支援拠点の運用状況を検証、検討し、さらなる充実に
む かいぜんとう はか とく れいわ ねんど ねんど あら かいし きんきゅうにゅうしよ
向け改善等を図ります。特に令和3年度（2021年度）は、新たに開始する緊急入所
うけいれさきしょうせいまどぐちじぎょう じぎょうかい し ご み もんだいてん たいおうさく じんいん
受入先調整窓口事業について、事業開始後に見えた問題点をもとに、その対応策や人員
たいせい じゅうそくじょうきょうとう じゅうてんてき けんしょう けんとう おこな
体制の充足状況等について、重点的に検証、検討を行います。

札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律施行条例（平成 24 年条例第 43 号・抄）

第 8 章の 2 自立支援協議会

（自立支援協議会）

第 417 条の 2 法第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、札幌市自立支援協議会
（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員 25 人以内をもって組織する。
- 3 委員は、法第 89 条の 3 第 1 項に規定する関係機関等のうちから市長が委
嘱する。
- 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委
員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任することができる。
- 6 特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、第
2 項の委員のほかに、協議会に臨時委員を置くことができる。
- 7 協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、
市長が定める。

札幌市自立支援協議会規則（平成２６年規則第７１号）

（趣旨）

第１条 この規則は、札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成２４年条例第４３号）第４１７条の２第８項の規定に基づき、札幌市自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第２条 協議会に会長及び副会長各１人を置き、委員の互選によりこれを定める。

２ 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

３ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

４ 会長及び副会長共に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（臨時委員）

第３条 臨時委員は、学識経験を有する者、協議会の推薦を受けた者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

２ 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

（会議）

第４条 協議会の会議は、会長が招集する。

２ 会長は、協議会の会議の議長となる。

３ 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

４ 協議会の議事は、出席した委員全員の一致により決定する。ただし、これにより難しい場合は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第5条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる

(部会)

第6条 部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

3 部会長は、部会を代表し、部会の事務を総理する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

5 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「協議会」とあるのは「部会」と、第4条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉局において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の協議会に相当する合議体の会長又は副会長である者は、それぞれこの規則の施行の日に協議会の会長又は副会長として定められたものとみなす。

3 第6条第1項及び第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の協議会の部会に相当する合議体の部会の委員又は部会長である者は、それぞれこの規則の施行の日に協議会の部会の委員又は部会長として指名され、又は定められたものとみなす。

札幌市自立支援協議会設置要綱

〈平成 18 年 8 月 10 日 保健福祉局理事決裁〉

〈最近改正 令和 2 年 12 月 1 日〉

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 89 条の 3 の規定に基づき、同条の協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 協議会は、地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場とするとともに、障がい福祉計画の策定又は変更並びに障がい福祉施策の総合的かつ計画的な推進について市長の求めに応じ意見を述べるものとする。

(組織)

第 2 条 協議会は、全体会と各部会により組織する。

2 全体会の委員（以下、委員という）は、25 人以内で次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 障がい福祉に関する相談支援事業者（委託相談支援事業者及び指定相談支援事業者）
- (2) 障がい福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育・雇用関係機関に所属する者
- (5) 企業関係者
- (6) 障がい者関係団体に所属する者
- (7) 障がい当事者
- (8) 学識経験者
- (9) 関係行政機関
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 第 2 項の規定により委嘱を受けた委員が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は当該委員の委嘱を取り消すことができる。なお、第 5 条の臨時委員においても同様とする。

- (1) 委員が暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 委員が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 1 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。
- (3) 委員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的

又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4)委員が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員の在任期間は原則として通算6年を超えないこと。

(会長・副会長)

第4条 協議会に会長1名、副会長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(臨時委員)

第5条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、学識経験を有する者、協議会の推薦を受けた者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとする。

(全体会)

第6条 全体会は、会長が招集し、その議長となる。

2 全体会は意思決定の場であり、委員の総意により決定するが、これにより難しい場合は、出席委員の過半数により決定するものとする。

3 全体会に会長、副会長、各部会長により構成する運営会議を設置し、協議会全体の運営に関する議論を行う。

(部会)

第7条 協議会に次の部会を置くこと。

(1) 地域部会

(2) 専門部会

2 各部会の役割は以下のとおりとする。

(1) 地域部会

障がい者やその家族等が暮らしやすい地域づくりのため、関係者が顔の見えるネットワークを構築し、情報共有等を行い、地域課題の発掘・解決を行う。

(2) 専門部会

就労支援、相談支援、子ども等、分野別に関係者が集まり、関係者間の情報共有や研修等の開催により、部会員の資質向上と施策提言等を行う。

- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会は、部会長が招集し、その議長となる。
- 5 部会は、その設置を必要と提案する者が、部会設置の目的、活動内容等を説明し、前条の規定に従い決定され、設置されるものとする。
- 6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、協議会にプロジェクトチームを置くことができる。プロジェクトチームの構成、運営に関しては、全体会にて定める。

(機能)

第8条 協議会は、次に掲げる機能を有するものとする。

- (1) 中立・公平性を確保する観点から、札幌市が委託する相談支援事業者の運営評価等を実施する。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関して、協議、調整を行う（当該事例の支援関係者等による個別ケア会議を必要に応じて随時開催する）。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議を行う。
- (4) 地域の社会資源の開発、改善を行う。
- (5) 障害者虐待防止に関する体制整備等に対して、虐待防止のネットワークと連携する。
- (6) その他、協議会の趣旨に合致する事柄について協議を行う。

(公開・広報)

第9条 全体会は原則公開とする。ただし、困難事例への対応のあり方に関する協議等、協議内容に個人情報が含まれる場合には、非公開とすることができる。

- 2 全体会を非公開とする場合は、事前に全体会または運営会議において協議し、委員の了承を得ることを必要とする。
- 3 協議会の広報は札幌市ホームページを中心に、必要に応じて行う。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、保健福祉局障がい福祉課と相談支援事業所等で構成する事務局において行う。

(運営事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月19日から施行する。

附 則

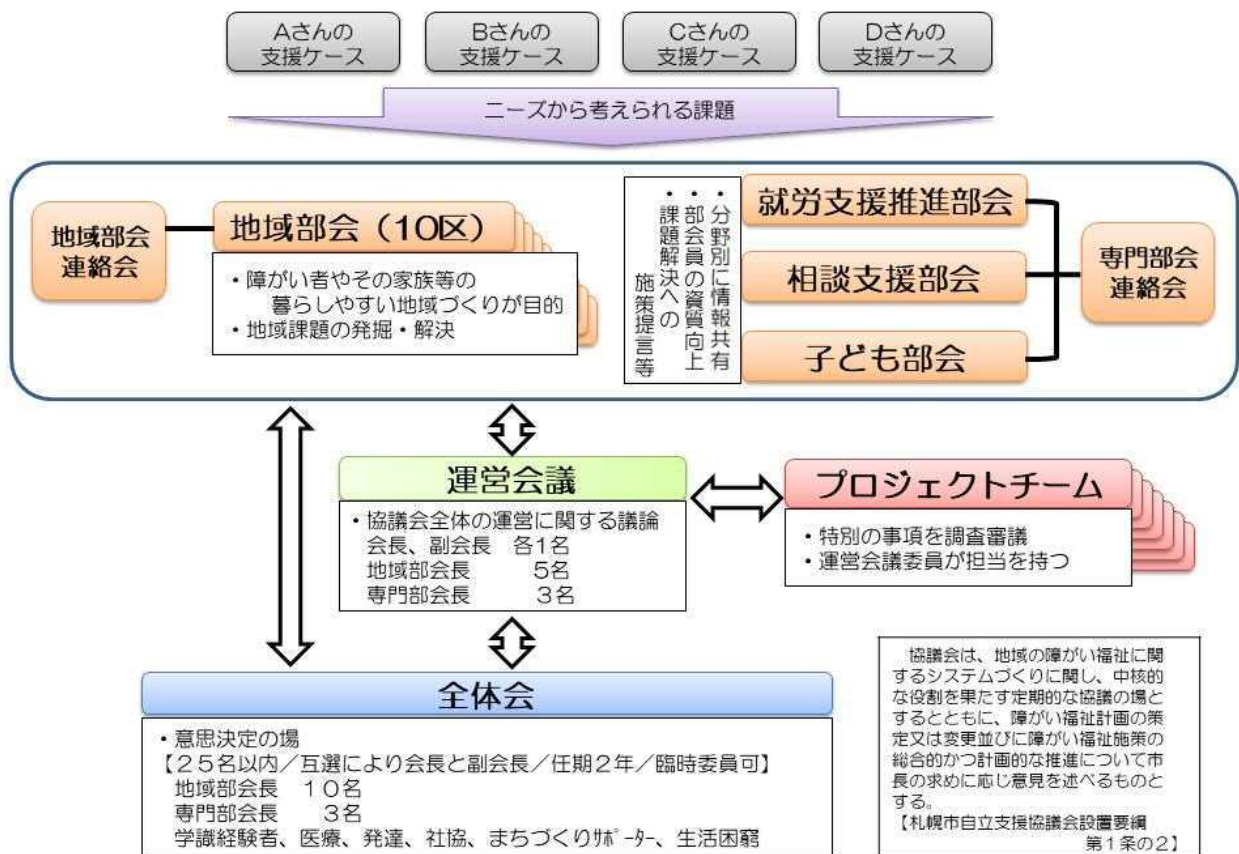
この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

第 1 条 この要綱は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

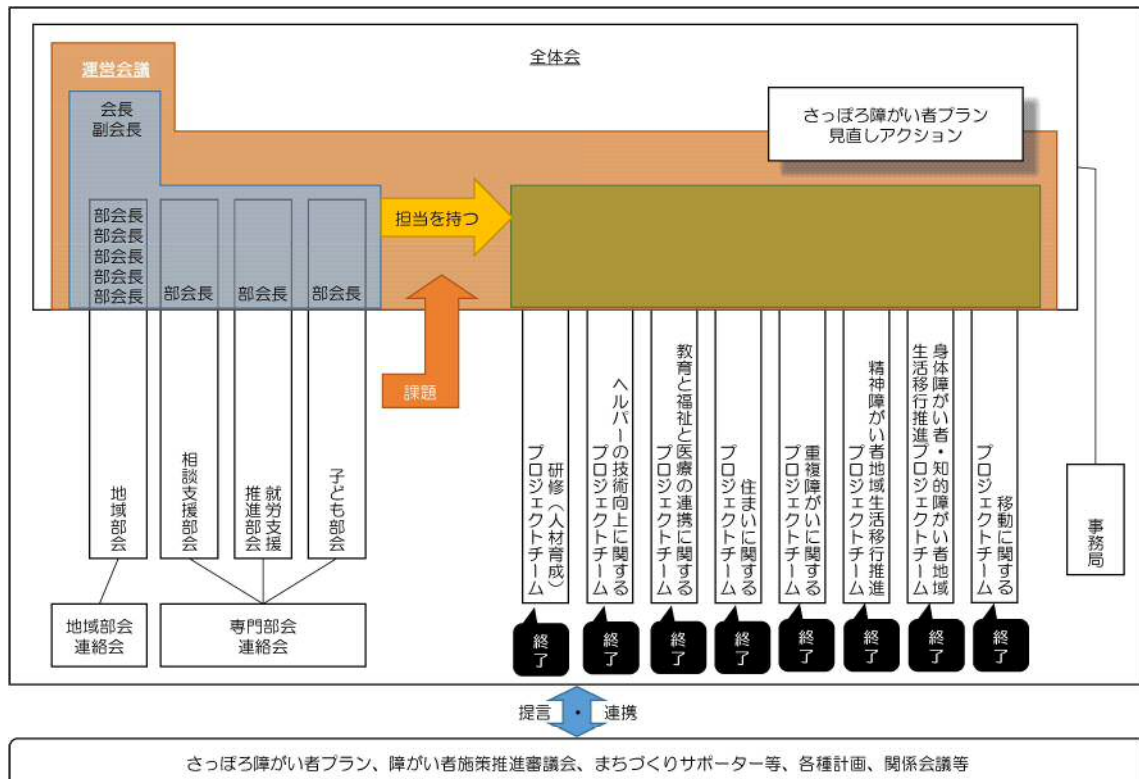
第 2 条 施行日の時点で任期が 6 年を超える委員については、令和 4 年 10 月 16 日までの間、本要綱第 3 条第 2 項の対象外とする。

札幌市自立支援協議会組織図 (平成30年1月24日)



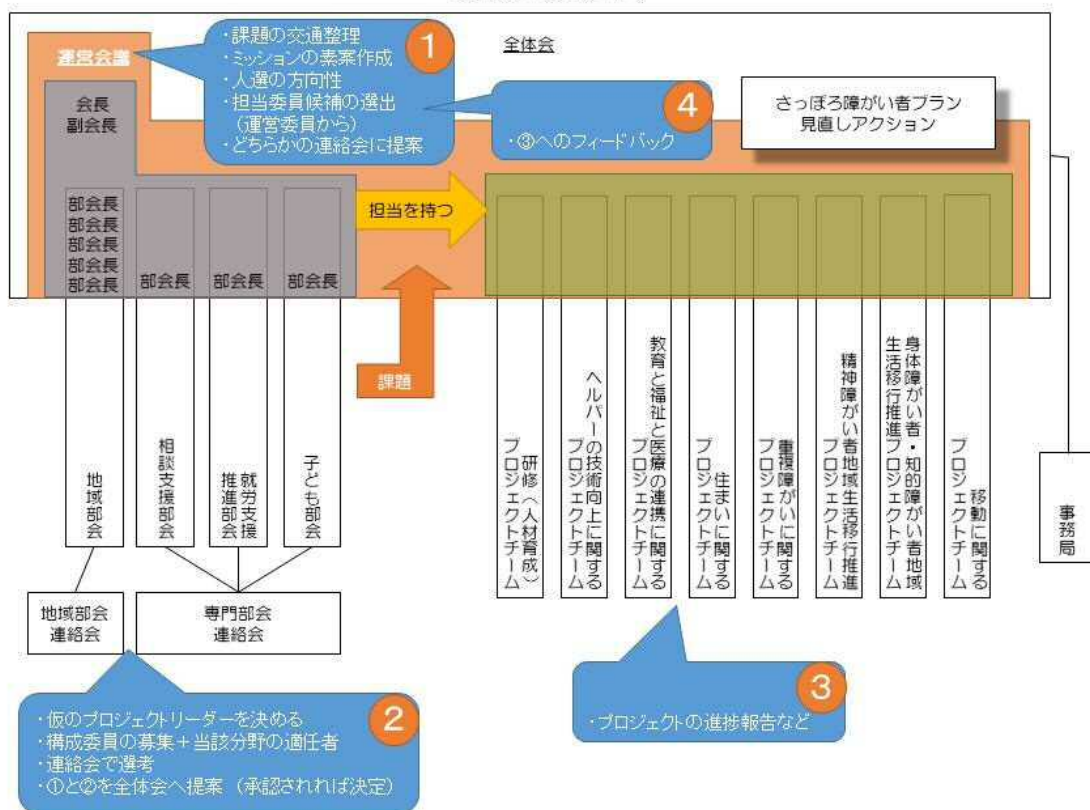
札幌市自立支援協議会とプロジェクトチームの関係図

(令和3年12月10日)



札幌市自立支援協議会のプロジェクトチームフロー図

(令和元年5月21日)



部会化の基準

- 札幌市自立支援協議会は、設置要綱の第1条第2項に示すとおり、「地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場」であるとともに、「障がい福祉計画の策定又は変更並びに障がい福祉施策の総合的かつ計画的な推進について市長の求めに応じ意見を述べるもの」という規定に基づき、障がい者プラン等への施策提言を行っている。
- 札幌市自立支援協議会は、活動報告書等により、障がい福祉全般について市の施策の参考となる活動をしている。しかし、国や市に対する要望の場ではなく、地域課題を情報共有し協議するが、自立支援協議会自らが国や市に要望をあげることは想定していない。そのため、各部会やプロジェクトチームでの活動は、下記のルールや役割を踏まえて運営していく必要がある。また、協議会の役割を実行するプロセスで、協議会の6つの機能を果たしているかの意識を持ち、検証することも必要となる。

協議会のルール	協議会の役割
・協議会の場に一方的な要望や陳情、バトルを持ち込まない	・協議会は関係機関等の相互の連携を図る・協議会は地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有する ・協議会は関係機関などの連携の緊密化を図る ・協議会は地域の実情に応じた体制を整備する

- 専門部会は包括的・横断的な分野ごとに、期限の定めなく組織的に活動するために、最低限、部会長・副部会長・事務局が必要である。各専門部会の規約では事務局はあくまで「事業所」であり、個人の活動ではなく、障がい福祉課と連携して行うこととしている。
(相談支援部会、就労支援推進部会、子ども部会の規約の事務局の定め方を参考。)



札幌市全体の事業所を代表する部会長・副部会長・事務局となりうる事業所が複数あり、障がい福祉課が部会運営を任せることが可能と認めることが部会化の必要条件である。

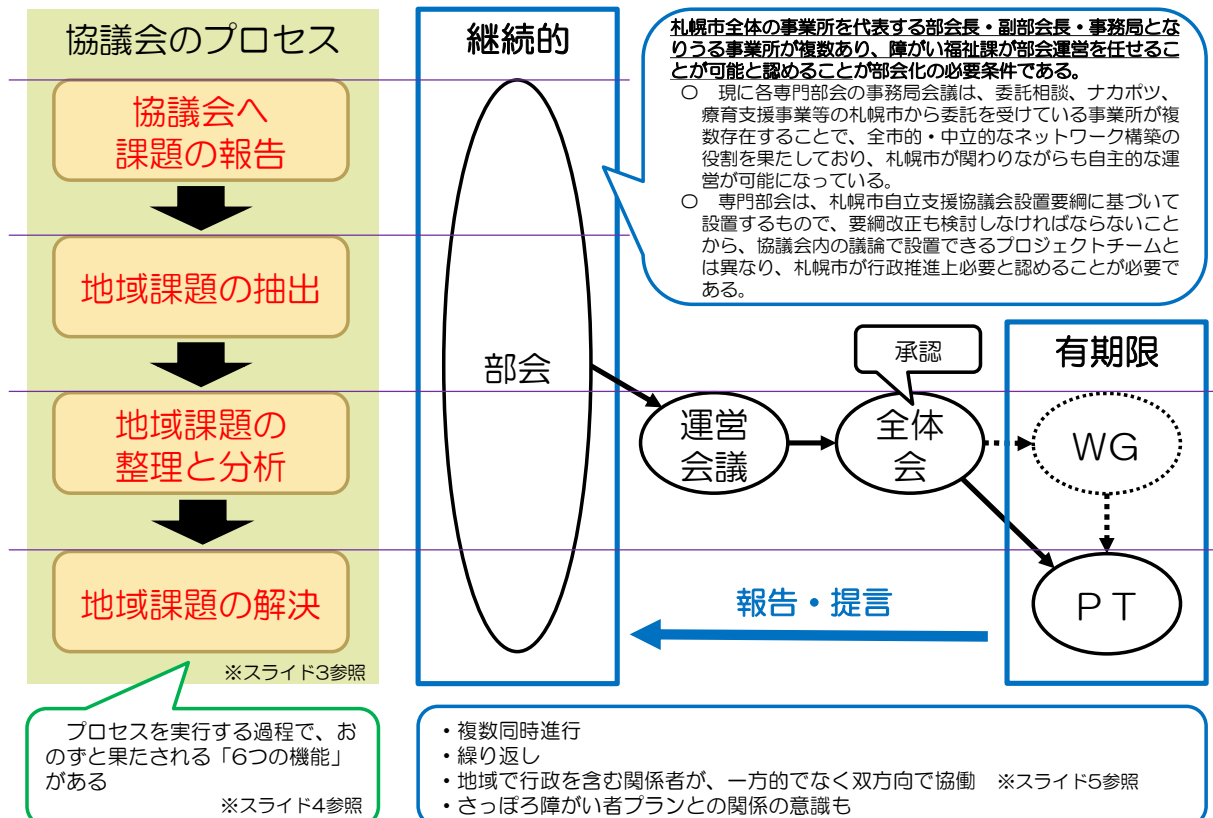
- 現に各専門部会の事務局会議は、委託相談、ナカポツ、療育支援事業等の札幌市から委託を受けている事業所が複数存在することで、全市的・中立的なネットワーク構築の役割を果たしており、札幌市が関わりながらも自主的な運営が可能になっている。
- 専門部会は、札幌市自立支援協議会設置要綱に基づいて設置するもので、要綱改正も検討しなければならないことから、協議会内の議論で設置できるプロジェクトチームとは異なり、札幌市が行政推進上必要と認めることが必要である。

札幌市自立支援協議会の部会とプロジェクトチームの整理（事務局／一部未整理箇所を含む）

	部会		プロジェクトチーム（PT） （ワーキングチーム（WG））
	地域部会	専門部会	
目的	各区分ごとに設置 ・地域づくり ・顔の見えるネットワークを構築 ・情報共有 ・地域課題の発掘・解決	包括的・横断的な分野別に設置 ・情報共有 ・研修等の開催 ・部会員の資質向上 ・施策提言 等	・特別の事項を調査審議 ※活動内容の実態は、 ・カテゴリごとに分類された地域課題を整理（主にWG） ・取り組める範囲での課題解決に向けたモデル的な活動 ・協議会の活用を制度的に求められていることへの対応の3つがある。 ※もともと協議会全体（運営会議）で取り組むべきことを一時的に専門性の高いPTに委ねている。
期限・組織	・特別な事情が生じない限り、組織的・継続的に活動することを前提にしている。 ・相当数の事業所が、事業所単位で加入してネットワークを構築している。 ・個人の参加もありうるが、個人的な活動をする場ではない。 ・部会内にも部会やプロジェクトチームを持つ。	・これまでの運営会議や全体会で、PTは有期であること、協議会委員の改選時に、PTの継続について判断することが確認されている。 ・一時的・専門的なものであるため、個人の知識・関心を生かして参加することもできる。 ・活動開始時に目的・活動内容を踏まえ期限を具体的に設定する	
課題の取扱の違い	・地域課題抽出～地域課題の整理と分析 ・課題解決に向けた取組 ※部会から運営会議へ報告されものを協議会全体の地域課題として取り扱う。各地域部会でも取り組める範囲で課題解決の活動は行う。	・関係者間の情報共有や研修等の開催により、部会員の資質向上と施策提言を行うことが目的であり、地域課題抽出が主目的ではない。	・すでに地域課題としてカテゴリごとに整理された課題に基づいて設置され、アンケート等による実態把握をしたり、課題を施策提言できる内容に整理したり、座談会等の課題解決に向けたモデル的な取組を行う。 ・PTの活動内容や新たに把握された課題は、運営会議に報告する。 ・調査審議した結果は、運営会議や全体会に報告したり、集大成のセミナー開催等で地域に還元したり、専門部会・地域部会に引き継ぐことは引き継ぐ。
事務局等	・事務局は、個別支援主査、委託相談、区社協が基本。 ・活動の自主性が高く、直接札幌市の施策に提言はしていない。	・札幌市の委託事業等、就労・相談支援担当係と事業運営上の関係が強い事業所が複数含まれる事務局会議を構成している。	・事務局はワン・オールと就労・相談支援担当係が基本。 ・運営会議からの担当委員を決めている。
その他	・協議会は、要望、陳情の場ではなく、ともにできることを探りながら相互の連携を深める等の活動をしていく場。 ・協議会は、障がい者プランの策定・変更や総合的かつ計画的な障がい福祉政策の推進について市長の求めに応じ意見を述べる。 ・事業化の難しい施設・制度整備等は、協議会以外のアプローチで実現をめざすことも考えるべき。		

札幌市自立支援協議会の部会とプロジェクトチームの整理¹

（令和2年1月29日）



障害者総合支援法

(協議会の設置)

目的

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

役割

障害者総合支援法の条文を読み替えると
協議会の“本来の役割”は、

関係機関等が相互の連絡を図ることにより、

- ・ 協議会へ課題の報告

地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、

- ・ 個別のニーズから地域課題の抽出

関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、

- ・ 地域課題の整理と分析

地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

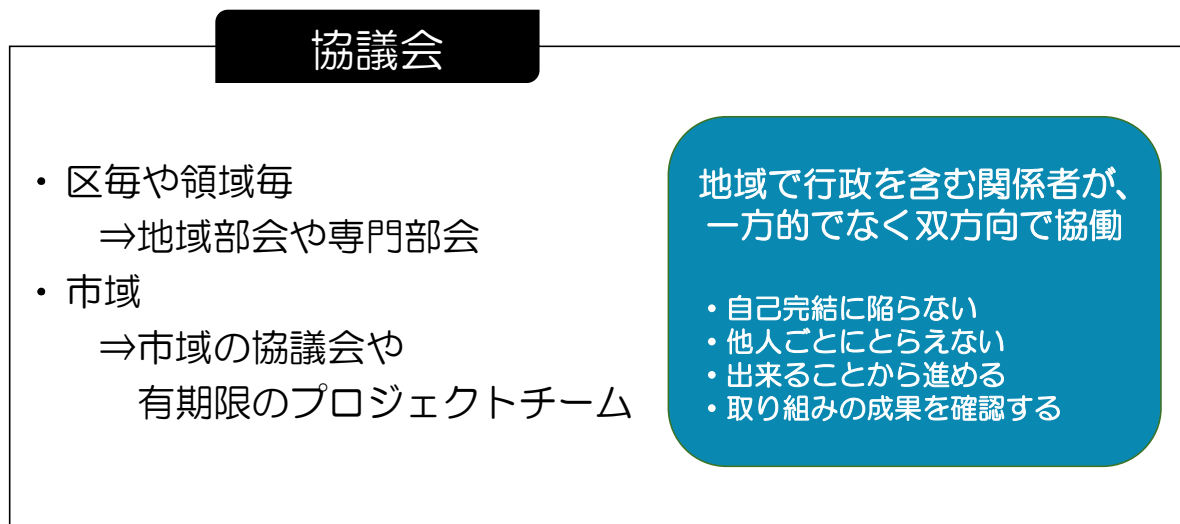
- ・ 地域の支援体制の整備(地域課題の解決)

協議会の機能

情報機能	自分たちが住むまちのことを知る
調整機能	自分たちが住みやすいまちを考える
開発機能	自分たちが住みやすいまちをつくる
教育機能	自分たちが高めあいながらまちをつくる
権利擁護機能	誰もが夢や希望を持てるまちをつくる
評価機能	常により良くと創造しつづける

出典／なまらわかりやすい北海道の相談支援(北海道地域ケアマネジメントネットワーク)

協議会での「地域課題」の解決の仕方



協議会以外での地域課題の解決の仕方 ～例えば

・ 直接 ⇒地域に働きかける	・ 要望や陳情 ⇒窓口で 議員さんに	・ 裁判手続き ⇒弁護士に依頼や相談 裁判所に申し立て	等
--	--	---	---

プロジェクトチームのあり方

●●部会に報告された課題

■部会に～

① 市域に報告する課題

部会で取り組む課題

② 運営会議に報告された課題

◆◆カテゴリ

★★カテゴリ

③ 運営会議

～連絡会

全体会

プロジェクトチーム

④

⑤

⑦ プロジェクトチームの終結

課題を報告した部会は、プロジェクトチーム終結まで関わる。
(課題を手放さない。手放したらAさんに還元できない)

→課題報告の流れ →プロジェクトチームの流れ

プロジェクトチームのあり方

- ① 地域で生活するAさんの、夢や希望に応える術が、インフォーマルもフォーマルも含めて現状では見当たらない場合、個別ニーズから抽出された課題として13の部会（地域部会、専門部会）のどこかに報告できるための機能が、まず必要になる。
- ② 報告された課題は、13の部会で、課題解決に向けた優先度や取り組み方針が検討される。単独の部会では課題解決に向けた活動が難しく、市域の協議会に解決に向けた活動を依頼する方が効果的と考えられる場合は、課題を（取組提案と共に）市域の協議会（運営会議）に報告することができる。
- ③ 市域の協議会（運営会議）では、13の部会から報告された課題について、一旦カテゴライズを行い、カテゴリ毎に、課題解決に向けた活動のためのプロジェクトチーム設置等について検討を行う。
- ④ プロジェクトチーム設置に向けた検討は、運営会議で検討→（地域部会・専門部会）連絡会で検討→運営会議で確認・了解→全体会で承認→プロジェクトチーム設置と構成員の承認
- ⑤ プロジェクトチーム設置後の進捗管理は、プロジェクトチームからの報告→全体会・運営会議からのフィードバック
- ⑥ カテゴリー後に、各カテゴリに該当する課題が市域の協議会に報告された場合は、随時運営会議やプロジェクトチームに追加課題報告を行う。
- ⑦ プロジェクトチーム終結時、「成果」「積み残し」「提案」を報告。

札幌市自立支援協議会委員名簿

◎は会長、○は副会長

令和4年6月1日 22名

氏名	職業(役職)	部会
荒井 真季	社会福祉法人札幌報恩会 就業・生活相談室しんさっぽろ 所長	就労支援推進部会
荒川 倫代	(福) 札幌療育会 相談支援事業所ノック 所長	相談支援部会
伊西 夏恵	医療法人稲生会 相談室あんど 管理者	手稲区地域部会
大館 美奈子	札幌市自閉症・発達障害支援センター コラボレーター	—
奥田 賢治	社会福祉法人北海道ハビニス 通所事業部係長	南区地域部会
尾形 多佳士	(医) 五風会 さっぽろ香雪病院 診療支援部副部長・地域連携支援室室長	—
金澤 俊文	(福) 麦の子会 地域支援部長	子ども部会
鴨崎 裕介	札幌市手稲区第1地域包括支援センター センター長	—
北原 義之	札幌市教育委員会 学校教育部 学びの支援担当課 特別支援教育担当係長	—
栗虫 宏明	(有) 拓真ワークス 取締役事業部長	清田区地域部会
○ 小谷 晴子	(特非) 札幌アシストセンターマザー 理事長	東区地域部会
小熊 広道	(特非) イコール 副理事長	豊平区地域部会
◎ 近藤 尚也	北海道医療大学 看護福祉学部臨床福祉学科 講師	—
妻倉 ゆかり	(特非) 障がい者就労支援の会 あかり家 管理者	中央区地域部会
常盤野 晴子	(特非) きはなれ 就労継続支援B型事業所ヨベル 所長	白石区地域部会
富田 弘樹	(福) 札幌報恩会 ワークショップ上野幌 施設長	厚別区地域部会
中田 華代	札幌市委託支援事業 札幌市生活就労支援センターステップ 主任相談支援員 (キャリアバンク (株) 主任)	—
灰野 楽	(福) 札幌市社会福祉協議会 地域福祉部 自立支援課長	—
前田 節	(福) 札幌三和福祉会 三和荘 施設長	西区地域部会
増田 靖子	(一財) 北海道難病連 代表理事	—
山田 英雄	まちづくりサポーター代表	—
和田 文明	合同会社Forest サポートセンターれら 所長	北区地域部会

オブザーバー

氏名	職業(役職)
戸田 健一	(特非) たねっと 障がい者相談支援センター夢民 地域づくりコーディネーター (北海道広域相談支援体制整備事業 (札幌圏域))